

第441回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和5年9月11日（月）
- 2 開催年月日 令和5年10月2日（月）午後1時45分から午後2時2分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員（10名）

大井誠治会長、菅野信弘委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、三田地和彦委員、湊謙委員、梶健一郎委員

[欠席5名：渡部容子委員、金澤秀男委員、平井俊朗委員、藏徳平委員、齋藤千加子委員]

岩手県

太田漁業調整課長、平嶋特命課長、藤原主任主査、荒木主任主査、堀越主任主査、高梨主任、山野目沿岸広域振興局水産部水産振興課長、阿部大船渡水産振興センター所長、志田宮古水産振興センター所長、神水産技術センター所長、横澤漁業取締事務所長

事務局

前川事務局長、大野事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

なし

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 海区漁場計画の変更案について（答申）

第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

6 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻となりましたので会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

大井会長

ただ今から、第441回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日の御審議いただく議案でございますが、海区漁場計画の変更案に関する答申と知事許可漁業の制限措置に関する諮問の2件でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶といたします。よろしくお願いたします。

前川事務局長

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長によりお願いいたします。

大井会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、渡部委員、金澤委員、平井委員、斎藤委員、藏委員の5名が欠席でございますが、10名が出席しておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、互理委員と熊谷委員お二人をお願いをいたします。よろしくお願いたします。

大井会長

それでは、早速ではありますが第1号議案でございます。「海区漁場計画の変更案について（答申）」を上程いたします。事務局から説明して下さい。

前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、「海区漁場計画の変更案について（答申）」。要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同条第4項の規定により諮問のありました海区漁場計画の変更案について、当委員会の意見を述べようとするものでございます。

表紙をめくっていただきまして、漁業権が免許されるまでのスケジュールを表に整理してございます。本議案につきましては、去る9月6日開催の第440回委員会において、県から海区漁場計画の変更案を御説明いただき、その計画の変更案を公聴会において、意見を聴く案件とすることに御決定いただいたところでございます。前回の委員会の資料をお持ちいただいているかと思いますが、諮問のございました海区漁場計画の変更案につきましては、来年2月末日で現在の免許の有効期間が満了となります定置漁業権の一斉切替えに係るものでございまして、延べ80件の漁場の計画案となっております。この案につきまして、先ほど委員会として答申するに当たって必要な公聴会を開催いたしました。利害関係者からの意見等の公述はございませんでした。これまでの経過につきましては、以上でございます。

県から諮問のございました海区漁場計画の変更案につきまして、よろしく御審議をお願いいたします。

大井会長

ただ今、第1号議案について事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(「ありません」の発声)

大井会長

御意見等なければ、お諮りをいたします。第1号議案について、知事からの諮問に対し異議のない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定いたします。

第1号議案終了

大井会長

続きまして、第2号議案でございます。「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。

第2号議案、「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第66号)第4条第1項第2号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の5ページから8ページにかけて抜粋して整理してございますが、最初に、5ページを御覧願います。今回の制限措置等を定めようとする漁業でございますが、県漁業調整規則第4条の太字で下線を引いて表記しているところ、第1項第2号の「なまこ漁業」が対象でございます。

この「なまこ漁業」の許可に際して、制限措置として定める項目等につきましては、6ページの県漁業調整規則第11条第1項とページを飛んで8ページの漁業法第42条第1項に、それぞれ太字で下線を引いて標記してございますが、これまで知事からの諮問の都度、この内容につきましては説明させていただいておりましたので、ここでの改めでの説明は省略させていただきます。後ほど御確認いただければと存じます。

それでは1ページを御覧願います。令和5年9月21日付けで知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案タイトルと同じでございます。その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておりまして、結びに委員会の意見を求めることが記載されてございます。2ページ以降に対象となる「なまこ漁業」の制限措置の内容等の資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

太田漁業調整課長

水産振興課でございます。それでは、知事許可漁業の制限措置等につきまして、御説明させていただきます。以降、着座にて御説明させていただきます。

資料の3ページ「知事許可漁業の制限措置等の設定について」をお開き願います。

今回お諮りしますのは、(3)の下段の表「操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業の種類」に示す3番「なまこ漁業」のうち、「なまこ潜水器漁業」についてでございます。当該漁業につきましては、令和5年6月12日開催の第438回海区漁業調整委員会に制限措置をお諮りし、同月14日付けで公示を行ったところですが、今回、その内容を一部改正することについてお諮りするものでございます。

次のページをお開き願います。今回の改正趣旨について御説明いたします。改正の背景としまして、令和2年の漁業法改正により「なまこ」が特定水産動植物に指定され、漁業権や漁業許可等に基づかない採捕が禁止されたことを受け、県では「なまこ漁業」を新設し、法改正以前と同様の操業が続けられるよう整理してきたところでございます。

このうち「なまこ潜水器漁業」につきましては、操業実態を考慮し、操業区域を「第一種共同漁業権の免許区域内の海域」、漁業者の資格を「操業区域に係る第一種共同漁業権者」と定めたところでございますが、今般、旧制度の下で、潜水器漁業の許可に基づき第二種共同漁業権の免許区域内において「なまこ」を採捕していた漁業者から操業の要望があったことから、当該漁業者が従前と同じ内容により「なまこ潜水器漁業」を営むことができるよう、現行の制限措置の内容を一部改正するものでございます。

資料の4ページに、6月14日付けで公示した現行の制限措置と今回の改正案の内容を対照表としてまとめております。太枠に囲われた改正案の中の太字箇所を御覧ください。今回の改正においては、従来の一共免許区域内での操業に加え、二共免許区域内での操業が可能となるよう、操業区域に「第二種共同漁業権の免許区域内の海域」、漁業者の資格に「岩手県内に住所を有し、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの」を追加することとしております。ただ今、御説明した漁業に係る制限措置につきましては、資料の2ページに公示案をお示ししていますので、併せて御確認願います。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

大井会長

ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

(「異議ありません」の発声)

大井会長

御意見等なければ、お諮りをいたします。第2号議案について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第2号議案終了

大井会長

次に、「その他」に移ります。

大井会長

委員の皆様方から、委員会で共有したい情報等ございませんでしょうか。

(「ありません」の発声)

大井会長

県から情報はございませんでしょうか。

太田漁業調整課長

ございません。

大井会長

事務局からございますか。

前川事務局長

それでは、事務局から次回の委員会について、御連絡いたします。

次回の委員会は、急な案件がない限り12月の開催を予定しております。御審議いただく議案は、まいわし等特定水産資源の漁獲可能量に係る県からの諮問等を予定しております。開催日程、議案等が確定いたしましたら文書で御案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

大井会長

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。皆様、大変、御苦勞様ございました。

終了（午後2時2分）
